

原子力発第24265号  
令和6年9月18日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
宮本喜弘

#### 伊方発電所原子炉施設保安規定の補正に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年11月1日付、原子力発第23270号にて連絡した伊方発電所原子炉施設保安規定の補正につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

#### 記

##### 1. 補正の理由

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請後の原子力規制庁の審査が実施されているが、その審査の過程で記載の適正化が必要となったことから、記載内容を補正する。

##### 2. 補正の概要

伊方発電所3号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の記載の適正化

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち  
別添（伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表）の補正前後比較表

補正前	補正後	備考
<p data-bbox="549 520 1032 613"><u>添付6 長期施設管理方針</u> <u>(第119条の4 関連)</u></p>	<p data-bbox="1786 520 2270 613"><u>添付6 長期施設管理方針</u> <u>(第119条の4 関連)</u></p>	<p data-bbox="2656 485 2896 653">原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定（本頁補正なし）</p>

補正前			補正後			備考																		
<p>(1) <u>長期施設管理方針（始期：2024年12月15日，適用期間：10年間）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設管理の項目</th> <th>実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については，今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。</td> <td>中長期</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>原子炉容器等の疲労割れについては，実績過渡回数の確認を継続的に実施し，運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。</td> <td>中長期</td> </tr> </tbody> </table>			No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については，今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。	中長期	2	原子炉容器等の疲労割れについては，実績過渡回数の確認を継続的に実施し，運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期	<p>(1) <u>長期施設管理方針（始期：2024年12月15日，適用期間：10年間）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設管理の項目</th> <th>実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については，今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験を実施する。</td> <td>中長期</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>原子炉容器等の疲労割れについては，実績過渡回数の確認を継続的に実施し，運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。</td> <td>中長期</td> </tr> </tbody> </table>			No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については，今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験を実施する。	中長期	2	原子炉容器等の疲労割れについては，実績過渡回数の確認を継続的に実施し，運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期	<p>原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定（記載の適正化）</p>
No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>																						
1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については，今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験の実施計画を策定する。	中長期																						
2	原子炉容器等の疲労割れについては，実績過渡回数の確認を継続的に実施し，運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期																						
No.	施設管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>																						
1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については，今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第3回監視試験を実施する。	中長期																						
2	原子炉容器等の疲労割れについては，実績過渡回数の確認を継続的に実施し，運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期																						
<p>※1：実施時期における，短期とは，2024年12月15日からの5年間，中長期とは，2024年12月15日からの10年間をいう。</p>			<p>※1：実施時期における，短期とは，2024年12月15日からの5年間，中長期とは，2024年12月15日からの10年間をいう。</p>																					